

2021年8月6日(金)

於：寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議

ヤングケアラー問題への対応について

弁護士 浜田 真樹

第1 ヤングケアラーとは

1 定義

「法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています」(文部科学省, 厚生労働省)
「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話, 介護, 感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」(一般社団法人日本ケアラー連盟)

2 社会における認識

○要対協への調査→「ヤングケアラー」という概念を認識しているか?

単位: %

	している	するようになった	していない	無回答
H30	27.6	—	72.1	0.4
R1	46.7	28.0	25.0	0.3
R2	76.5	16.8	6.6	0.1

3 実態 → 資料1¹ ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント ~

4 問題点

- ・ 法令上の定義なし
- ・ それもあって概念が未確定
- ・ 実態把握状況(要対協)

単位: %

	している	していない	該当児なし	無回答
H30	34.2	35.0	30.3	0.4
R1	30.1	27.7	41.9	0.4

¹ 厚生労働省・文部科学省 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム第2回会議(令和3年4月12日)資料1-1

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer-pt-02-shiryou.html>

R2	30.6	28.7	40.0	0.7
----	------	------	------	-----

第3 要対協に求められるかかわり

- 1 特別なかかわりが必要か？ それは可能か？
- 2 情報共有
- 3 個別性が顕著に高い
- 4 実際の対処法 → 虐待ケースへの対応をベースに

第4 この問題を考える「実益」

- ・ 名前が付いたことによる「気づき」(本人/家族/周囲)

第5 「踏み込みにくい/関わりにくい」との捉えについて

- ・ 「家庭内のこと」というのは、虐待事案一般と共通の問題
- ・ むしろ、概念/外縁の不明確さが影響？

第6 参考資料

- ・ ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング）平成31年3月
- ・ ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書（三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング）令和2年3月
- ・ ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング）令和3年3月

以上